化に関する法律施行細則の一部を

1

目 次

規 則

○福島県税条例施行規則の一部を改 正する規則

○政治倫理の確立のための知事の資)福島県鳥獣の保護及び狩猟の適正 の一部を改正する規則

改正する規則

福島県議会

○政治論理の確立のための福島県議 条例施行規程の一部を改正する規 会の議員の資産等の公開に関する

部を改正する規則

福島県公安委員会

○福島県警察の組織に関する規則の

則

の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則及び福島県鳥獣の保護及び狩猟の適 正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。 福島県税条例施行規則の一部を改正する規則、政治倫理の確立のための知事の資産等

福島県知事 佐 藤

雄 平

福島県規則第六十号

平成十九年七月六日

平成19年7月6日 金曜日

福島県税条例施行規則の一部を改正する規則

正する。 福島県税条例施行規則(昭和二十九年福島県規則第六十一号) の一部を次のように改

援法(平成十七年法律第百二十三号)第五十四条第三項の規定により自立支援医療受給 あることの記載がされている」を「一級であることの記載がされ、かつ、障害者自立支 (昭和二十五年法律第百二十三号)第四十五条第二項の規定により」を加え、「一級で 第百四十条第二項中「者及び」の下に「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 (障害者自立支援法施行令(平成十八年政令第十号)第一条第三号に規定する精神

通院医療に係るものに限る。)の交付を受けている」に改める。

毎週火・金曜日発行(当日が休日に当たるときは、休日の翌日)

この規則は、 公布の日から施行する

(財務領域税務企画グループ)

福島県規則第六十一号

政治倫理の確立のための知事の資産等の公開に関する条例施行規則の 一部

を改正する規則

規則第八十五号)の一部を次のように改正する。 政治倫理の確立のための知事の資産等の公開に関する条例施行規則 (平成七年福島県

る。)」の下に「、金銭信託」を加え、同条第三項から第六項までの規定中「第二条第 を「金融商品取引所」に、「証券業協会」を「認可金融商品取引業協会」に改め、 項第七号」を「第二条第一項第六号」に改める。 第三条第二項中「第二条第一項第六号」を「第二条第一項第五号」に、 「証券取引所」 限

式中7を6とし、8を7とし、9を8とし、10を9とする。 様式5を削り、同様式6の⑴注中「社債券」を「社債券、金銭信託」に、 「豫鰡(金銭信託については、元本の豫鰡)」に改め、同様式6を同様式5とし、同様 様式第一号4中「、 野蝕及び関連野蝕」を「及び野蝕」に改め、同様式4の⑶及び同 「鬱鰡」を

式中7を6とし、8を7とし、9を8とし、10を9とする。 様式 5を削り、同様式 6の⑴注中「社債券」を「社債券、金銭信託」に、 「霧筁(金銭信託については、元本の霧筁)」に改め、同様式6を同様式5とし、同様 様式第二号4中「、野食及び蝦煙野食」を「及び野食」に改め、同様式4の⑶及び同

第一号4及び様式第二号4の改正規定は、平成十九年十月一日から施行する。 する条例(平成十九年福島県条例第五十七号)の施行の日から施行する。ただし、 この規則は、政治倫理の確立のための知事の資産等の公開に関する条例の一部を改正 様式

(文書管財領域文書法務グループ)

福島県規則第六十二号

福島県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正す

る規則

六十号)の一部を次のように改正する。 福島県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則 (平成十五年福島県規則第

四条第四項」に改める。 第二条第一項中「第十二条第五項及び第十四条第三項」を 「第十二条第六項及び第十

第五条第四号中「第一条各号」を「第二条各号」に改める。

る。 第九条中「第七条第十二項及び第十三項」を「第七条第十三項及び第十四項」に改め

第一号様式中 |第7条第12項 を |第7条第13項 に改める

第7条第13項

第7条第14項

この規則は、 **附 則** 公布の日から施行する。

(環境共生領域自然保護グループ)

福島県議会告示第一号

部を改正する規程を次のように定める。 政治倫理の確立のための福島県議会の議員の資産等の公開に関する条例施行規程の

平成十九年七月六日

政治倫理の確立のための福島県議会の議員の資産等の公開に関する条例施福島県議会議長 遠 藤 忠 行規程の一部を改正する規程

成七年福島県議会告示第一号)の一部を次のように改正する。 政治倫理の確立のための福島県議会の議員の資産等の公開に関する条例施行規程 宷

る。)」の下に「、金銭信託」を加え、同条第三項から第六項までの規定中「第二条第を「金融商品取引所」に、「証券業協会」を「認可金融商品取引業協会」に改め、「限 項第七号」を「第二条第一項第六号」に改める。 第三条第二項中「第二条第一項第六号」を「第二条第一項第五号」に、 「証券取引所」

式中7を6とし、8を7とし、9を8とし、10を9とする。 様式5を削り、同様式6の⑴注中「社債券」を「社債券、金銭信託」に 、 「霧í(金銭信託については、元本の霧í道)」に改め、同様式6を同様式5とし、同様 様式第一号4中「、野鈴及び墨煙野鈴」を「及び野鈴」に改め、同様式4の③及び同 「豫鑑」を

福

式中7を6とし、8を7とし、 様式 5を削り、同様式6の⑴注中「社債券」を「社債券、金銭信託」に、 総額(金銭信託については、元本の総額)」 様式第二号4中「、野食及び興煙野食」を「及び野食」に改め、同様式4の③及び同 9を8とし、 10を9とする。 に改め、同様式6を同様式5とし、 |豫盤」を

る。 ただし、様式第一号4及び様式第二号4の改正規定は、 の一部を改正する条例(平成十九年福島県条例第六十五号)の施行の日から施行する。 この規程は、政治倫理の確立のための福島県議会の議員の資産等の公開に関する条例 平成十九年十月一日から施行す

総 務 課

平成19年7月6日

福島県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布す

福島県公安委員会委員長 眯 垣

崇

福島県公安委員会規則第6

福島県警察の組織に関する規則(昭和32年福島県公安委員会規則第9号) 福島県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則 の一部を次

第18条に次の1号を加える

0

犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成19年法律第22号)の施行に関する

ە س س

この規則は、

公布の日から施行する

鬱 辫 誤

県刷 発行者 島 印刷所 印